

市では狭あい道路拡幅整備事業を行っています

問い合わせ 建設課建築指導係 ☎内線4216・4217・4219

この事業は、幅員の狭い生活道路を拡幅することで、日照りや通風の確保などの良好な住環境保持のほか、災害時における避難経路や消防車・救急車などの緊急車両の通行の確保、火災の延焼を防ぐなど、重要な機能を満たす道路の整備を目的としています。

建築基準法では、特定行政庁が指定した幅員1・8メートル以上幅員4メートル未満の狭い道路(二項道路)に接する敷地に建物を建築する場合、道路中心線から2メートル後退(水路などがある場合は後退方法が異なります)した位置を道路の境界線(後退線)とし、建築しなければならぬと定められています。

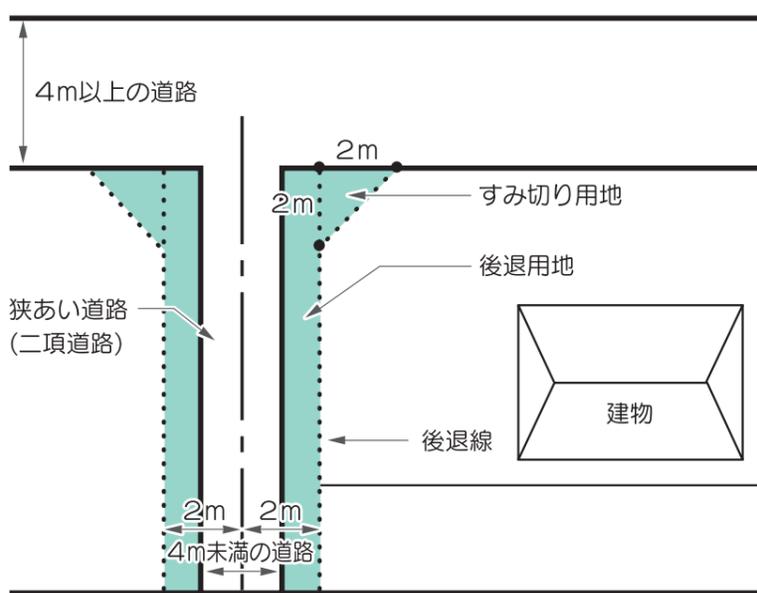
て報奨金を交付します。また「すみ切り用地」の寄付についても報奨金を交付します。狭あい道路に接して建築行為などをする場合は、建築確認申請提出前(おおむね2カ月前)に、建設課建築指導係まで後退用地の取り扱いに関する事前協議をお願いいたします。

市では、二項道路である市道と現在の道路境界線との間の土地(後退用地)を、その部分の土地所有者の皆さんに協力をお願いして市に寄付していただき、市が道路として整備し、管理していきます。

◆面積当たりの報奨金額

区分	報奨金額	
後退用地	20㎡以下の面積	2万円
	20㎡を超え40㎡以下の面積	4万円
	40㎡を超える面積	6万円
すみ切り用地	1カ所	2万円

◆説明図



10月1日(土) 国民健康保険被保険者証が新しくなります

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3134、白沢支所生活係 ☎内線31、利根支所生活係 ☎内線41

10月1日(土)から国民健康保険の被保険者証(保険証)が更新されます。現在の保険証は9月30日(金)まで有効です。新しい保険証は9月下旬までに世帯主へ郵送します。郵送を希望しない場合は、市役所窓口で交付しますので、9月9日(金)までにご連絡ください。

- ◆国保税を納めていない人には、納税相談を行った上で保険証をお渡しする場合があります
 - ◆特別の事情もなく長期にわたり国保税を滞納している場合は、短期被保険者証、または資格証明書を交付します(短期被保険者証は一般の保険証と同じ効力ですが、通常1年間の有効期間が6カ月間になります)
- ※資格証明書は、国民健康保険の被保険者であることの証明書で、医療費の自己負担割合が10割となります

◆表面

国民健康保険被保険者証

有効期限 平成 29年 9月 30日
記号 沼 番号 □□□□□□□□

氏名 小松 姫【見本】

生年月日 昭和 △△年 △△月 △△日 性別 女
資格取得年月日 平成 △△年 △△月 △△日
世帯主名 小松 姫
住所 群馬県沼田市西倉内町594番地 沼田城内

交付年月日 平成 28年 10月 1日
保険者番号 1000065
保険者名 沼田市 沼田市印
群馬県沼田市西倉内町780番地
電話 (0278)23-2111

◆裏面

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
【1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。】
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

[特記欄:]
署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆): 家族署名(自筆):

臓器提供意思表示と保護シール

保険証の裏面は臓器提供についての意思を記載できるようになっています。記入した情報を保護するためのシールを市民課国保年金係にて配布しますので、希望する人はお越しください。



年金から特別徴収された場合と口座振替により納付された場合の社会保険料控除の取り扱い

所得税と個人住民税における社会保険料控除は、後期高齢者医療保険料および国保税の納付の方法によって適用される人が変わります。年金からの特別徴収の場合は、その年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。口座振替により保険料(税)を納付した場合は、実際に納付した人の社会保険料控除として適用されます。

「ねんきんネット」のサービスを開始しています

自宅にパソコンがない、またはあってもインターネットを利用できない人などのために、窓口で申請手続きをすると自分の年金記録を「ねんきんネット」で確認できます。

申請時には、基礎年金番号が分かる「年金手帳」や「ねんきん定期便」などの書類が必要です。また、本人確認として運転免許証やパスポートなど顔写真付きの証明書の提示をお願いしています。ない場合には、健康保険証や預金通帳など2種類以上の証明書で確認しますので、忘れずに持参してください。

※本人申請を原則としますが、で、本人以外が申請する場合は、本人の署名捺印入りの委任状を用意してください

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3137へ

年金の窓口からお知らせ



ごみを出すときはマナーを守りましょう

ごみの出し方については、次の項目に注意してください。

- ごみは、午前7時から8時30分までの間に、住んでいる地区の決められたステーションに出してください
- ごみ袋には、必ず町名などとステーション番号を記入してください
- 収集日以外は絶対に出さないでください
- 多量のごみは、分けて出すか直接処理施設に搬入してください
- 事業所や営業所のごみはステーションへは出せません。直接搬入するか、許可事業者へ依頼してください
- ※「家庭ごみ収集カレンダー」や「保存版 家庭ごみの分け方・出し方」を参考にしてください

問い合わせ 環境課廃棄物係 (東原庁舎内) ☎内線7737 3へ

